

議案第 73 号

日出町水道事業給水条例の一部改正について

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日出町水道事業給水条例（平成 10 年日出町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第 35 条第 1 項中「次の各号の区分により」を「次の区分に定めるとおりとし」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

（１） 設計手数料 設計金額に次の表の左欄の区分に応じて同表の右欄に定める率を乗じて得た額

設計金額	率
10 万円未満	5 パーセント
10 万円以上 50 万円未満	4 パーセント
50 万円以上	3.5 パーセント

第 35 条第 1 項第 2 号から第 6 号までを削り、同項第 7 号中「につき 50

0円」を「につき次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 新設工事の場合 2,000円

イ 改造工事の場合 1,000円

第35条第1項中第7号を第2号とし、第8号を削り、第9号を第3号とし、第10号を第4号とし、第11号及び第12号を削る。

第41条第1号、第46条及び第48条第1項中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日出町水道事業給水条例第35条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込に係る手数料について適用し、同日前の申込に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

水道閉開栓の受付システムの導入に伴い、手数料の見直しを行いたいので提出する。